

新型コロナウイルス感染症対策 砺波市中小企業支援制度等一覧表

制度内訳	制度No.	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	国助成		県助成		市助成	
							保証料助成	利子補給 (3年)	保証料助成	利子補給	保証料助成	利子補給 (3年)
県	①	・新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1か月の売上高又は販売数量の実績と、その後2か月を含む3か月の売上高又は販売数量の見込みが対前年同期比で減少している者	運転資金	1億6,000万円	7年以内 (1年以内)	1.25%	—	—	—	—	全額 (但し、10万円上限)	全額
	②	・売上高等が最近1か月の実績とその後2か月を含む計3か月の見込みで、対前年比5%以上減少している方	運転資金 設備資金	6,000万円	10年以内 (5年以内)	当初3年間実質無 利子(4年目以降 は1.25%以内)	全額 ※1 ※2	全額 ※3 ※4	—	—	全額 (但し、10万円上限)	全額
国	③	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同時期と比較して5%減少した方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかに該当する方 a 過去3か月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	運転資金	※中小事業 3億円	15年以内 (5年以内)	※中小事業 1.11%→0.21% ※国民事業 1.36%→0.46% (-0.90%)	—	全額 ※5	—	—	—	全額
			設備資金	※国民事業 6,000万円	20年以内 (5年以内)							
	④	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	運転資金	1,000万円	当初3年間 (3年以内)	経営改善利率 1.21%→0.31% (-0.90%)	—	全額 ※5	—	—	—	全額
			設備資金		当初3年間 (4年以内)							
	⑤	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること	運転資金	別枠1,000万円(旅館業を営む方は、別枠3,000万円)	7年以内 (2年以内)	基準金利 1.91%→1.01% 生活衛生 同業組合員 (-0.90%)	—	—	—	—	—	全額
	⑥	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者(生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者)	運転資金	別枠1,000万円	7年以内 (3年以内)	経営改善利率 1.21%→0.31% (-0.90%)	—	全額 ※5	—	—	—	全額
設備資金			10年以内 (4年以内)									
⑦	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかに該当する方 a 過去3か月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	運転資金	別枠6,000万円	20年以内 (5年以内)	基準金利 1.36%→0.46% (-0.90%)	—	全額 ※5	—	—	—	全額	
		設備資金		15年以内 (5年以内)								
⑧	・最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、次のいずれかに該当する方 a 過去3か月の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	運転資金	別枠3億円	20年以内	基準金利 1.11%→0.21% (-0.90%)	—	全額 ※5	—	—	—	全額	
設備資金	15年以内											

注:市助成は、各制度1事業者1回に限る。

【保証料助成】※1:小規模企業者のうち、売上高が▲5%以上減少している個人事業主と▲15%以上減少している個人事業主と法人については、国で全額補助。

:中小企業者のうち、売上高が▲15%以上減少している個人事業主と法人についても、国が全額補助。

※2:ただし、小規模事業者のうち、売上高が▲5%以上▲15%未満の法人については、国からの保証料助成は1/2。

:中小企業者のうち、売上高が▲5%以上▲15%未満の個人事業主と法人についても、国からの保証料助成は1/2。

【利子補給】※3:小規模企業者のうち、売上高が▲5%以上減少している個人事業主と▲15%以上減少している個人事業主と法人については、当初3年間は無利子化。4年目以降は1.25%以内。

:中小企業者のうち、売上高が▲15%以上減少している個人事業主と法人についても、当初3年間は無利子化。4年目以降は1.25%以内。

※4:ただし、小規模事業者のうち、売上高が▲5%以上▲15%未満の法人については、融資利率1.25%。

:中小企業者のうち、売上高が▲5%以上▲15%未満の個人事業主と法人についても、融資利率1.25%。

※5:特別利子補給制度を併用することにより実質的な無利子化。

:ただし、対象は①個人事業主②小規模事業者(法人)で売上高が▲15%減少。③中小企業者(①②を除く事業者)で売上高が▲20%減少していることが要件。